

岐阜大学総合研究棟施設整備事業

入札説明書

平成15年2月28日

岐阜大学

目次

．対象事業の概要等	1
1 公告日	1
2 契約担当官等	1
3 調達機関番号等	1
4 品目分類番号	1
5 担当部局	1
6 事業概要等	1
7 事業スケジュール	2
8 競争参加資格等	3
9 競争参加資格等の確認等	6
10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	7
11 入札説明会	7
12 入札説明書等に関する第1回質問及び回答	7
13 入札説明書等に関する第2回質問及び回答	7
14 入札書及び入札提案書の提出日時及び場所	8
15 入札書及び入札提案書の提出方法等	8
16 入札保証金及び契約保証金	9
17 入札金額の内訳書の提示	9
18 開札	9
19 入札の無効	9
20 落札者の決定方法等	10
21 手続きにおける交渉の有無	11
22 基本協定書の締結	11
22 支払条件等	11
23 特別目的会社の設立	11
24 事業契約書の締結	11
25 支払条件等	11
26 事業者が付保する保険	12
27 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の 契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無	12
28 苦情申立て	12
29 関連情報を入手するための照会窓口	13
30 その他	13
．事業契約に関する事項	13
1 事業契約の締結	13
2 大学と事業者の責任分担	13
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
4 事業実施に関する事項	14
5 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて	15
6 その他	15
．提出書類	16
1 提出書類	16
別紙1 入札価格等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	18

この入札説明書は、岐阜大学（以下「大学」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「岐阜大学総合研究棟施設整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成14年10月30日に公表した実施方針等（添付資料を含む。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・回答及び意見等を反映している。したがって、入札参加者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

また、別添「岐阜大学総合研究棟施設整備事業に関する要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「様式集」及び関係図面等（以下「付属資料」という。）、「落札者決定基準」、「岐阜大学総合研究棟施設整備事業に関する契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）、「岐阜大学総合研究棟施設整備事業に関する基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

なお、入札説明書と実施方針等及び実施方針に関する質問・回答に相違のある場合は、入札説明書の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針に関する質問・回答、実施方針に関する質問・回答に対する問い合わせ・回答及び入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

・対象事業の概要等

1 公告日 平成15年2月28日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 岐阜大学事務局長 奥野 輝夫

3 調達機関番号等

調達機関番号 016 所在地番号 21
第177号

4 品目分類番号 41, 42, 75

5 担当部局

〒501-1193

(住所) 岐阜県岐阜市柳戸1番1

(担当部課) 岐阜大学施設部企画課

(電話) 058-293-2112・2113(直通)

6 事業概要等

(1) 事業名 岐阜大学総合研究棟施設整備事業

(2) 事業場所 岐阜県岐阜市柳戸1番1(岐阜大学柳戸団地構内)

(3) 事業期間 契約締結の日の翌日から平成30年3月31日まで。

(4) 事業概要

岐阜大学総合研究棟施設整備事業は、PFI法に基づき、選定事業者(入札説明書の定めるところにより、本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下「事業者」という。)が本施設の設計及び建設を行った後、大学に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行するBTO方式により実施する。本事業は、本施設の設計及び建設並びに維持管理業務に係る対価として大学が事業者に費用を支払うものである。

施設の概要

施設の概要は以下のとおりである。

建設予定地	岐阜県岐阜市柳戸1番1(岐阜大学柳戸団地構内) 大学敷地内のほぼ中央部に位置	
敷地面積	約520,863㎡	
工事用地面積	約2,400㎡	
工事用地隣接道路	東側 南側 大学敷地進入道路	現況幅員4.0m 市道/現況幅員12.0m 現況幅員24.0m
用域	市街化調整区域	
用途地域	無指定	
建ぺい率/容積率	70%/400%	
施設規模	延6,830㎡程度	
構造・階	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階建て程度	
高さ	地上より31mを超えるもの	

事業の範囲

事業者が実施する本事業の主な範囲は以下のとおりである。なお、各業務における具体的内容については事業契約書（案）及び要求水準書に示す。

ア 本施設の設計及び建設

- ・ 事前調査業務（地質調査含む）及びその関連業務
- ・ 施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
- ・ 施設整備に係る建設工事及びその関連業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 近隣対応・対策
- ・ 電波障害調査・対策
- ・ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 本施設の維持管理業務

- ・ 建物保守管理業務（点検・保守・修繕その他の保守管理業務を含む）
- ・ 設備保守管理業務（点検・保守・修繕その他の保守管理業務を含む）
- ・ 外構施設維持管理業務（点検・保守・修繕その他の保守管理業務を含む）
- ・ 清掃業務（建築物内部及び外部（ガラス等）の清掃、ゴミの収集業務）

維持管理業務にかかる光熱水費は大学が実費を負担する。

大規模修繕業務については、大学が直接行うこととし、事業者の業務範囲からは外すものとする。

開業準備期間は、上記維持管理業務のうち、清掃業務及び昇降機保守管理業務を除く業務とする。

7 事業スケジュール

次のスケジュールで本事業を行う。

平成15年 2月28日（金）	入札公告
平成15年 3月11日（火）	入札説明会
平成15年 3月11日（火）	入札説明書等に関する第1回質問受付期間
～平成15年 3月19日（水）	
平成15年 3月27日（木）	入札説明書等に関する第1回質問の回答
平成15年 4月 4日（金）	競争参加資格確認申請書等の受付期間
～平成15年 4月11日（金）	
平成15年 4月18日（金）	競争参加資格の審査結果の通知（有資格者の公表）
平成15年 4月18日（金）	競争参加資格がないと認めた理由説明の受付期間
～平成15年 4月30日（水）	
平成15年 5月 9日（金）	競争参加資格がないと認めた理由の回答
平成15年 4月22日（火）	入札説明書等に関する第2回質問受付期間
～平成15年 5月 1日（木）	
平成15年 5月12日（月）	入札説明書等に関する第2回質問の回答
平成15年 5月27日（火）	入札書及び入札提案書の受付
～平成15年 6月 3日（火）	
平成15年 6月 3日（火）	開札
平成15年 7月	落札者の決定（落札者及び審査結果の公表）
平成15年 8月	落札者との基本協定の締結
平成15年 9月	事業者との事業契約締結
平成15年10月～平成17年 2月	設計及び建設期間
平成17年 2月末日	引渡し及び所有権の移転期限
平成17年 3月	開業準備期間
平成17年 4月～平成30年 3月	維持管理期間

8 競争参加資格等

(1) 入札参加者が備えるべき要件等

1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うこと。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、競争参加資格確認申請時において協力会社として明記すること。

2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。

予決令第72条に規定する資格を有する者であること。ただし、設計及び工事監理に当たる者については、8（1）3）ア及びアに示す「平成14・15年度設計・コンサルティング業務」の有資格業者に登録されている者であること。

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

競争参加資格確認申請書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止、又は「契約事務の適正な執行について」（平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知）別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けていないこと。

大学が本事業について、アドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社並びにパシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある三井安田法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（注）「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者を行い、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加企業、入札参加グループ及び協力会社のうち設計、工事監理、建設及び維持管理運営の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての要件を満たすこと。ただし、工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない。また、資本金面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。

イ 経営状況が健全であること。

なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成5年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上6階建以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設

工事監理に当たる者（建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

ア 3) アに同じ。

イ 3) イに同じ。

ウ 3) ウに同じ。

エ 3) エに同じ。

オ 平成5年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上6階建以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設

建設に当たる者は、次の要件を満たすこと

ア 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、一般競争参加者の資格第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点数以上であること。

建築一式工事 1,250点

電気工事 950点

管工事 950点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

イ 提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。

ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

ウ 平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、複数の建設企業が工事を共同して施工する場合にあっては、そのうち1者が当該施工実績を有すれば良いものとする。

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上6階建以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設

エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属できること。

a 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

c 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

d 平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した上記ウに掲げるそれぞれの工事の経験を有する者であること。

e 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと

ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において平成13・14・15年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること（証明した者とは、上記アの資格のうち建物管理等各種保守管理の資格登録をしている者）

ウ 平成5年度以降に、6（4）イに示す本施設の維持管理業務と同種業務の維持管理業務実績があること。

なお、競争参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。

（2）入札参加グループの構成員の変更等

競争参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指

名停止等に該当する場合を除く。)は、大学と協議を行うこととする。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員及び協力会社を、競争参加資格の確認を受けた上で入札提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

9 競争参加資格等の確認等

(1) 入札参加希望者は、上記8(1)3)に掲げる要件(以下「競争参加資格」という。)を満たすことを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。8(1)3)の ア及び ア・ アに掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も開札の時に於いて8(1)3)の ア及び ア・ アに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて8(1)3)の ア及び ア・ アに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格が無いと認められた者は、本競争に参加することができない。

提出期間 平成15年4月4日(金)から平成15年4月11日(金)までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

提出場所 5に同じ。

その他 競争参加資格確認申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 競争参加資格確認申請書等の提出書類は、別紙様式集により作成すること。

(3) 8(1)3) ウの同種の工事の施工実績及び8(1)3) エdの配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(4) 競争参加資格の確認後の取扱い

競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者又は協力会社のいずれかが、開札日において、「8(1)2)及び3)」に定める要件の一つでも満たさない場合(以下「指名停止等に該当する場合」という。)には、競争参加資格がない者に該当するので、当該企業あるいは当該グループは、入札の参加は認められない。

(5) 競争参加資格の審査結果の通知

競争参加資格の審査結果の通知は、競争参加資格審査申請を行った者に対して、書面により平成15年4月18日(金)までに発送する。入札参加グループの場合は、代表企業に発送するとともに、併せて、提案受付番号を通知する。

なお、有資格者については、大学のHP及び文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室のHPへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(6) 費用負担

入札参加に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(7) 競争参加資格確認申請書等の取扱い

支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を競争参加資格の審査以外に入札参加者に無断で使用しない。

提出された競争参加資格確認申請書等は返却しない。

競争参加資格確認申請書等の変更等の禁止

提出された競争参加資格確認申請書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。

なお、例外的に、支出負担行為担当官が提出された競争参加資格確認申請書等の差し替え若しくは再提出を指示した場合であっても、競争参加資格確認申請書等の提出期限以降の差し替え若しくは再提出は認めない。

(8) 大学からの提示資料の取扱い

大学が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(様式は自由)により説明を求められることができる。

提出期間 平成15年4月18日(金)から平成15年4月30日(水)までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

提出場所 5に同じ。

その他 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成15年5月9日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

11 入札説明会

下記のとおり、入札に関する説明会を開催する。なお、入札説明会に関する情報等は、文部科学省及び大学のホームページ等に掲載するので、適宜確認すること。

開催日時 平成15年3月11日(火)午後1時30分から

開催場所 〒501-1193 岐阜県岐阜市柳戸1番1

岐阜大学 事務局 大会議室(4階)

当日連絡先 岐阜大学施設部企画課

電話 058-293-2112・2113(直通)

12 入札説明書等に関する第1回質問及び回答

入札説明書等の内容に関し質問事項がある場合においては、以下の要領にて提出すること。

受付期間 平成15年3月11日(火)～平成15年3月19日(水)午後3時まで

宛先/方法 質問の宛先、提出方法及び様式等については様式1を参照すること。

回答の公表 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き公表する。

質問への回答日：平成15年3月27日(木)

質問への回答場所：文部科学省及び大学ホームページ及び掲示板

13 入札説明書等に関する第2回質問及び回答

入札説明書等の内容に関し質問事項がある場合においては、以下の要領にて提出すること。

受付期間 平成15年4月22日(火)～平成15年5月1日(木)午後3時まで

宛先/方法 質問の宛先、提出方法及び様式等については様式1を参照すること。

回答の公表 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き公表する。

質問への回答日：平成15年5月12日（月）

質問への回答場所：文部科学省及び大学ホームページ及び掲示板

14 入札書及び入札提案書の提出期間及び場所

提出期間 平成15年5月27日（火）から平成15年6月3日（火）までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
（ただし、平成15年6月3日（火）は、午後2時までとする。また、郵送による入札書の受領期限は、平成15年6月2日（月）午後5時00分）

提出場所 〒501-1193 岐阜県岐阜市柳戸1番1
岐阜大学施設部企画課総務係

15 入札書及び入札提案書の提出方法等

（1）持参又は郵送すること。電送による入札は認めない。

なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

（2）入札書に記載される入札価格は、建設に係る対価及び維持管理業務に係る対価の総額から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を控除した金額とする。

なお、落札者決定に当たっては、入札価格に当該金額から別紙1に示す割賦金利相当額を控除した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を落札価格とする。入札価格の算定方法については、別紙1に示すとおりである。

（3）入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

なお、2回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

（4）入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「支出負担行為担当官 岐阜大学事務局長 奥野 輝夫」、「入札参加者名」及び「岐阜大学総合研究棟施設整備事業に係る入札書在中」の旨を朱書きすること。

（5）代理人が入札書を提出する場合には、入札書に委任状（様式15）を添付すること。また、グループで参加する場合は、代表企業が入札書を提出すること。

（6）入札の辞退

競争参加資格の確認通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式13）を下記宛てに提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

提出期間 平成15年5月27日（火）から平成15年6月3日（火）までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
（ただし、平成15年6月3日（火）は、午後2時までとする。また、郵送する場合は平成15年6月2日（月）午後5時00分（必着））

提出場所 14 に同じ。

（7）入札提案書の取扱い

1）著作権

本事業に関する入札提出書類（「8 - (1) - 3」により入札参加者が提出した書類をいう。以下同じ。）の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された資料は、民間事業者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

なお、入札提出書類は入札参加者に返却しない。

2）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理

方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

3) 入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(8) 入札提案書に関するヒアリング

入札提案書のヒアリングについては、必要に応じ代表企業へ別途、通知する。

16 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除する。

契約保証金は、免除する。

ただし、事業者は建設工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から施設引渡日までを期間として、建設工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む。）の100分の10以上について、支出負担行為担当官岐阜大学事務局長又は、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保証証券を支出負担行為担当官岐阜大学事務局長に提出すること。なお、事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設企業によって締結される場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官岐阜大学事務局長のために設定するものとする。

17 入札金額の内訳書の提示

(1) 入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

(2) 内訳書の様式は、【別紙1「入札価格等の算出方法及びサービス購入費の支払い方法」等】を参照し、作成すること。

(3) 内訳書は、担当官が確認の後返却する。

(4) 内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

18 開札

開札は、下記に掲げる日時及び場所において入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人を立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない当局の職員を立ち合わせて行う。

なお、入札価格が予定価格の制限の範囲内の入札価格を提案した者を発表することとし、発表された入札参加者は、その後の落札者選定の対象となる。この際に予定価格及び入札価格の公表は行わない。

開札日時 平成15年6月3日（火）午後3時00分

開札場所 〒501-1193 岐阜県岐阜市柳戸1番1

岐阜大学 事務局 大会議室（4階）

19 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等入札の時に8に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

- 委任状を持参しない代理人のした入札
- 「競争参加資格確認申請書」に記載された入札参加グループの代表者以外のした入札
- 「競争参加資格確認申請書」その他一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
- 記名押印の欠いた入札
- 金額を訂正した入札
- 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- 明らかに連合によると認められる入札
- 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

20 落札者の決定方法等

本件入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も優れた提案を行った者を落札者として決定する総合評価落札方式により行う。

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。また、入札結果は、審査結果とあわせて大学のHP及び文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室のHPへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、落札者と基本協定書を締結後に公表する。

(1) 提案内容審査(2次審査)

審査委員会の設置

審査に関して、学識経験者等及び大学教職員で構成する「岐阜大学総合研究棟施設整備事業に係る事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を、岐阜大学施設部に設置する。

審査委員会は、事業者の選定基準に関する審議並びに提出された入札提案書の審査及び優秀提案の選定を行う。

審査委員会は下記の6名の審査委員で構成される。

なお、審査委員会は非公開とする。

	氏名	所属部局等	備考
委員長	後藤宗弘	岐阜大学副学長	大学教職員
委員	植田和男	日本PFI協会 専務理事	学識経験者等
	前田博	三井安田法律事務所	弁護士
	森本博昭	岐阜大学工学部教授	大学教職員
	坂口力	岐阜大学経理部長	大学教職員
	芋野昭作	岐阜大学施設部長	大学教職員

(2) 審査の方法

別添落札者決定基準に従って、審査委員会にて入札提案書の審査を行う。入札価格及びその他の条件を総合的に評価し、大学にとって最も有利な提案を行ったものを選定する。

(3) 評価項目等

評価項目は以下のとおりであるが、具体的な内容は落札者決定基準による。

基礎審査

以下の計画について、事業者の提案内容が、大学の要求する最低限の要件を全て満たしていることを確認する。

- ア 事業計画に係る事項
- イ 施設整備計画に係る事項
- ウ 維持管理計画に係る事項

定量的審査

定量的審査においては、下記項目について、審査委員会において審査し得点化する。評価に基づく各項目の得点の合計と入札価格により最も優秀な提案を選定する。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合もある。

ア 事業計画に係る事項

イ 施設整備計画に係る事項

ウ 維持管理計画に係る事項

(4) 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、岐阜大学施設部企画課とする。

21 手続きにおける交渉の有無 無。

22 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、大学を相手方として、別冊基本協定書(案)に基づき、基本協定を締結しなければならない。

23 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を実施するため、商法(明治32年3月9日法律第48号)に定める株式会社として特別目的会社(以下「事業者」という。)を事業契約締結の時までに設立するものとする。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

24 事業契約書の締結

- (1) 事業者は、落札決定後2ヶ月以内に、大学を相手方として、別冊事業契約書(案)により、事業契約を締結しなければならない。事業契約書において、事業者が遂行すべき設計業務、工事監理業務、建設業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。
- (2) 契約金額は、入札価格に当該金額から別紙1に示す割賦金利相当額を控除した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額を契約金額とする。
- (3) 契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- (4) 事業者が事業契約を締結しない場合、大学は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。
- (5) 事業契約書締結に係る事業者の弁護士費用、印紙代等は、事業者の負担とする。

25 支払条件等

大学の事業者に対する支払いは事業者が実施する本施設の設計及び建設に係る対価と維持管理業務に係る対価から成る。大学は、財政法(昭和22年3月31日法律第34号)第15条第1項に規定する国庫債務負担行為により、本施設の設計及び建設に係る対価と維持管理業務に係る対価を供用開始から事業期間中に、事業者に対し、PFI法第10条第1項に規定する大学と事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより支払う。

なお、詳細は「別紙1 入札価格等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」を参照すること。

- (1) 支払期間・回数等

施設整備費相当

施設整備費相当について、大学は、供用開始から事業期間中に、事業者に対し、事業契約書に定める額を年2回の割賦方式により均等に支払う。

- a. 第1回目の対価の支払いについては、以下の手順で行う。
 - ・施設の完成後、事業者はしゅん功検査の報告を行う。
 - ・大学は、上記の報告を受けてから14日以内に検査を行う。
 - ・検査に合格した後、事業者は大学に対して本施設を引き渡し、請求書を送付する。
 - ・大学は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- b. 第2回目以降の対価の支払いについては、以下の手順で行う。
 - ・事業者は、毎年度4月1日及び10月1日から30日以内に、大学に対して請求書を送付する。
 - ・大学は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

維持管理相当

維持管理業務に係る対価について、大学は、定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた要求水準が満たされていることを確認した上で、供用開始から事業期間中に、年2回、事業契約書に定める額を事業者に支払う。

- a. 維持管理業務に係る対価の支払いについては、以下の手順で行う。
 - ・事業者は大学に対して、毎月業務終了後7日以内に業務報告書を提出する。
 - ・大学は報告書の提出を受けた後、モニタリングを行う。
 - ・モニタリングの結果、減額の必要がある場合には、業務報告書提出後5日以内に、事業者を支払額を通知する。
 - ・事業者は、支払額判明後速やかに、大学に対して請求書を送付する。
 - ・大学は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(2) サービス購入費の改定

サービス購入費の改定は以下のとおりとする。なお、詳細については、事業契約書(案)別紙11を参照すること。

施設整備費相当

事業契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

維持管理費相当

物価変動のうち改定率(価格指数比から1を控除した率とする。)の絶対値が3.0%を超えた部分について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行う。

26 事業者が付保する保険

事業者は、事業契約書(案)別紙6に示す保険を付保するものとする。

27 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

28 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室、電話03-3581-0384(直通))に対して苦情を申立てることができる。

29 関連情報を入手するための照会窓口
5に同じ。

30 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 事業者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。
- (5) 建設企業及び下請会社が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

・事業契約に関する事項

1 事業者の権利義務等に関する制限

(1) 事業者の事業契約上の地位の譲渡等

大学の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

事業者が、大学に対して有する本施設の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権は、大学の承諾がなければ譲渡することができない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が、大学に対して有する本施設の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の承諾がなければ行うことができない。

2 大学と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計及び建設並びに維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

大学と事業者の責任分担は、事業契約書(案)によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書(案)に示すが、事業契約書(案)に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。なお、今後、法制や税制の改正

により措置が可能となる場合には、可能な範囲で大学は必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。金融上の支援としては、5を参照のこと。ただし、事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援をうけることができる可能性がある場合には、大学はこれらの支援を事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

4 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の事業者と大学の関わり

本事業は、事業者の責任において実施される。また、大学は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

大学は原則として事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて大学と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、大学と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項については事業者に報告する。

事業の継続性を出来るだけ確保する目的で、大学は、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

国立大学の法人化は、平成14年6月25日の『「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」について』の閣議決定において、平成16年度を目途に開始するとされている。

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、大学と事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務内容

業務内容

設計・建設業務及び維持管理業務については、事業契約書(案)及び要求水準書による。

業務の委託

事業者は1)に示した業務を、あらかじめ大学の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

(4) 大学によるモニタリング

大学は、事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するため、以下の監視を行う。なお、維持管理業務について、要求水準を達成していないと認められる場合、大学は、当該業務に係る対価の留保等を行う。詳細は、事業契約書(案)を参照のこと。

1) 本事業の実施状況の確認

大学は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に確認を行う。また、定期的に行う確認のほか、大学が必要と認める場合には、随時確認を行う。

なお、確認に要する費用は、事業者側に発生する費用を除き大学の負担とする。

基本設計・実施設計時

事業者は、定期的に大学に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に要求水準に適合していることが確認できる設計図書を大学に提出し、内容の確認を受ける。

建築確認申請時

事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとともに、大学に事前説明及び事後報告を行う。

工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、事業者を通じ、工事監理者に工事監理の状況を大学に毎月報告させる。また、事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。ただし、大学が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

工事完成時

事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。ただし、大学が施工記録の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

施設供用開始後

大学は、施設供用開始後、定期的に維持管理業務のモニタリングを行う。

2) 維持管理期間中の業務水準低下に対する措置

モニタリングを行い、施設等の維持管理業務にかかる対価については「要求水準書」で定められた要求水準が満たされていない場合は、是正勧告その他の措置を取るものとする。

3) 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第281条第1項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後3ヵ月以内に大学に提出する。また、大学は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

(5) 土地の使用等

本事業の敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産である。建設期間中は、上記の行政財産について、事業者は大学と締結する使用許可により、無償で使用できるものとする。

5 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

6 その他

(1) 事業の終了

大学は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく本契約を解除することができる。この場合、本件施設の引渡が完了しているときには、大学はサービス購入費のうち、施設整備費部分を、解除前の支払スケジュールに従って支払う。また大学は事業者に対して、当該解除により事業者が被った一切の損害を速やかに賠償する。

(2) 情報の提供

本件入札説明書に定めることのほか、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、文部科学省及び大学のHPに掲載する。

(3) 事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等大学の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、文部科学省が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(4) 特定事業の選定の取消し

入札者がいない場合又は入札者全員の入札額が大学が設定する予定価格を超える場合、大学は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業にあたっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「基本方針」という。)のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

建築基準法

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)

都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)

財政法

会計法(昭和22年3月31日法律第35号)

国有財産法

その他関連法令、条例等

・提出書類

1 提出書類

(1) 競争参加資格確認申請時の提出書類

競争参加資格確認申請書等は、1部提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

競争参加資格確認申請書(様式2)

グループ構成員表(様式3)

委任状(様式4)

一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の写し

事業実施体制(様式5)

誓約書(様式6)

設計実績(様式7)

担当者の資格及び経験実績(様式8)

一般競争(指名競争)参加資格審査申請通知書(測量・建設コンサルタント等)の写し
工事監理実績(様式9)【配置予定技術者の工事監理実績を含む】

建築工事の施工実績(様式10)

配置予定技術者の資格及び工事経験(様式11)

維持管理業務実績(様式12)

競争参加資格審査返信用封筒(仕様等については、入札説明書等配布時に通知する。)

(2) 入札辞退時の提出書類

入札辞退届(様式13)

(3) 入札時の提出書類

入札時に提出する入札提出書類は、以下のとおりである。書類を提出するときには、～の各提案書に所定の表紙をつけ、それぞれ1分冊とし、<>に掲げる部数及び電子データ(MO)を提出すること。

入札提出書類の提出届<1部>(様式14)

- 委任状<1部> (様式15)
- 入札書<1部> (様式16)
- 要求水準書に関する確認書<1部> (様式17)
- 事業計画に係る提案書<25部>
 - ・事業計画提案書表紙(様式18)
 - ・事業スケジュール(様式19)
 - ・資金調達計画(様式20)
 - ・長期収支計画(様式21)
 - ・算出根拠(長期収支計画)(様式22)
 - ・リスク対応に対する提案(様式23)
- 施設整備計画に係る提案書<25部>
 - ・施設整備計画提案書表紙(様式24)
 - ・施設計画に対する提案(様式25)
 - ・デザイン性に対する提案(様式26)
 - ・環境保全性に対する提案(様式27)
 - ・機能性・快適性に対する提案(様式28)
 - ・経済性に対する提案(様式29)
 - ・施工品質の確保に対する提案(様式30)
 - ・施工計画に対する提案(様式31)
- 施設整備計画に係る提案書(図面集)<25部>
 - ・施設整備計画提案書(図面集)表紙(様式32)
 - ・計画概要(様式33)
 - ・配置計画(1/300)(様式34)
 - ・透視図(様式35)
 - ・各階平面図(1/300)(様式36)
 - ・立面図(1/300)(様式37)
 - ・断面図(1/300)(様式38)
 - ・外溝・緑地計画(1/300)(様式39)
 - ・面積表(様式40)
 - ・仕上表(様式41)
 - ・日影図(様式42)
- 維持管理計画に係る提案書<25部>
 - ・維持管理計画提案書表紙(様式43)
 - ・維持管理業務(一般管理業務)実施体制及び業務内容の妥当性に対する提案(様式44)
 - ・保守管理業務実施体制及び業務内容の妥当性に対する提案(様式45)
 - ・中長期修繕計画に関する提案(参考)(様式46)
- 有価証券報告書等<1部>
 - ・入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社に係る会社概要(パンフレット等の使用も可能)
 - ・入札参加企業及び入札参加グループの構成員に係る直近3期分の有価証券報告書の写し(有価証券報告書を作成していない場合は計算書類等でも可能)

別紙 1

入札価格等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等

1 入札価格等の算出方法

(1) 入札価格の算出方法

入札価格は事業期間中に大学が事業者に支払うサービス購入費の合計額とする。

サービス購入費は、岐阜大学総合研究棟施設整備事業（以下、「本事業」という。）に係る事前調査費、設計費及び建設工事費等の施設建設業務に要する費用に相当する額（以下「施設整備費相当」という。） 建物、建築設備及び外溝施設の保守管理業務に要する費用に相当する額（以下「維持管理費相当」という。）から構成される。

サービス購入費の構成の詳細については、「2（1）サービス購入費の構成」を参照すること。

(2) 落札価格の算出方法

落札者決定に当たっては、入札価格に当該金額から2に示す割賦金利相当額を控除した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を落札価格とする。

2 サービス購入費の支払方法等

(1) サービス購入費の構成

事業期間中、大学が毎年度事業者に支払うサービス購入料は以下のように構成される。

なお、各々の支払方法については、後述する「(2) サービス購入費の支払方法」を参照すること。

施設整備費相当、維持管理費相当に含まれる費用項目は以下の通りである。

	区 分	入札説明書に記載の業務	構成される費用の内容
入 札 価 格	施設整備費相当	施設整備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査業務（地質調査含む）及びその関連業務 ・ 施設整備に係る設計及びその関連業務 ・ 施設整備に係る建設工事及びその関連業務 ・ 工事監理業務 ・ 近隣対応・対策 ・ 電波障害調査・対策 ・ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務（不動産登記に係る業務等） ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務（書類作成、申請手数料、説明会開催費、契約に係る諸費用、建設期間中の資金調達に伴う金利等）
		割賦金利	・ 割賦支払に必要な割賦金利
	維持管理費相当	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物保守管理業務（点検・保守・修繕その他の保守管理業務を含む） ・ 設備保守管理業務（点検・保守・修繕その他の保守管理業務を含む） ・ 外構施設維持管理業務（点検・保守・修繕その他の保守管理業務を含む） ・ 清掃業務（建築物内部及び外部（ガラス等）の清掃、ゴミの収集業務） <p style="margin-left: 40px;">維持管理業務にかかる光熱水費は大学が実費を負担する。</p>
		その他の費用	法人税、法人の利益に対して係る税金 特別目的会社の税引後利益（株主への配当への原資等）等

施設整備費相当

施設整備費相当は、施設建設に必要な一切の費用からなる施設費相当と施設費相当を大学が割賦で支払うことによって必要な割賦金利からなるものとする。

施設整備費相当は、完全に平準化され、毎支払時、同額が支払われるものとする。

割賦金利の算定にあたっては、元利金等支払を前提とする支払金利によって算出する。

維持管理費相当

維持管理費相当は、事業契約書（案）「サービス購入費の改定方法」に示すサービス購入費の改定がない限り、毎支払時、原則として同額が支払われるものとする。

(2) サービス購入費の支払方法

大学は、事業者に対し施設整備費相当、維持管理費相当からなるサービス購入費を、PFI

法第10条第1項に規定する大学と事業者との間で締結する事業契約書の規定に基づき支払うものとする。

支払方法

ア 施設整備費相当の支払方法

大学は2(1)で算出された施設整備費相当について、維持管理開始後から事業期間終了までの間に、平成17年10月以降に年2回・全26回に分けて支払うものとする。

イ 維持管理費相当の支払方法

大学は、事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求要件が満たされていることを確認した上で、2(1)で算出された維持管理費相当について、維持管理開始後から事業期間終了までの間に、年2回・全26回に分けて支払うものとする。

なお、施設の引き渡しから使用開始日までの維持管理費相当を第1回(平成17年上期)に合わせて支払うこととする。

支払手続

ア 施設整備費相当の支払手続

事業者は、各年度の4月1日及び10月1日から30日以内に事業者の大学に対する請求書が、大学により適法に受理された日から30日以内に事業者に対してサービスの対価(施設整備費相当)を支払わなければならない。

イ 維持管理費相当の支払手続

大学は、事業者から毎月の業務終了後に提出される業務報告書に基づくモニタリング、随時モニタリング等に基づく一連のモニタリングを実施する。モニタリングの結果、維持管理費相当のサービス購入費が留保等される場合、大学は事業者に対して当該確認の結果を通知するものとする。当該通知の後に事業者は大学に対してサービス購入費の請求書を提出する。事業者の大学に対する請求書が、大学により適法に受理された日から30日以内に事業者に対してサービス購入費(維持管理費相当)を支払わなければならない。

なお、当該確認の結果、事業者に対するサービス購入費の支払額が留保等されることがある。

サービス購入費の構成イメージ図

